

登所・登園 許可証明書（千葉市版） R5.6 改訂

氏 名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登所・登園可

該当疾患 に○	疾 患 名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快*後1日を経過するまで ※ 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水 痘・带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症（	）

※ 保育所・保育園生活での注意事項

（ ）

医療機関名

医 師 名

（作成：千葉市医師会、千葉市こども未来局幼保指導課）